

議 事 内 容

専務理事	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>本日の「第20回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し15名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第20回目の常設審議委員会となりました。</p> <p>ちょうど1ヶ月くらい前に国政選挙が終わりまして、国会も始まったようですが、国政では今年度の補正予算、来年度の概算要求の時期に入っています。今月の30日には、全国の農業委員会会長代表者集会が開かれますけれども、その際には県選出の国会議員の先生方のもとに要請活動を行う予定でございます。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農地法による農業委員会からの意見聴取について、第4条はございません。第5条・15件うち3,000㎡を超える案件は12件となっております。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
専務理事	<p>ありがとうございます。</p> <p>早速議事に入りたいと思いますが、実は昨日から県内に農業者年金の考査指導ということで、中央からお見えになっており、それぞれ農業委員会でご対応いただいております。本日の議題に</p> <p>の案件があり、事務局から来ていただいておりますが、考査指導と重なってしまっているため、順番を入れ替えて の案件から先にさせていただくということ、先ずもってご了解いただきたいと思っております。</p> <p>それでは、審議に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規程に基づき、議長を坂井会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、 ・ 委員と ・ 委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議 長	<p>それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。</p>
農業会議事務局	<p>(前月の審議案件の結果について報告)</p>
農業委員会	<p>農業委員会より説明いたします。</p> <p>整理番号5 - 12、 申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上</p>

が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号5-1、申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号5-2、申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号5-3、申請の工場用地への転用において、申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-4、申請の盛土仮置き場用地への一時転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

委員

でございます。農業委員会の案件ですが、会長より、私に説明をしてくれという要請がありましたので、私の方で代わって説明をさせていただきます。

整理番号5-5、農業委員会経由、申請の資材置場用地への転用において、申請地は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されており、既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

農業委員会

業委員会より説明いたします。

整理番号 5 - 6、 申請の事務所及び重機置場用地への転用でございます。本案件については、貸付人である が、平成28年 2 月 9 日付で貸事務所及び資材置場への転用許可を受けておりましたが、知人より中古の倉庫及び事務所の紹介を受け、費用や期間等を考慮した結果、会社の移転先を変更することとなり、今回事業承継による計画変更申請並びに新規で 5 条申請を行うものでございます。申請地は高速道路その他の自動車専用道路のインターチェンジから概ね300m以内にある農地であることから第 3 種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

整理番号 5 - 7、 申請の店舗用地への転用において、申請地は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路、幅員 4 m 以上の沿道の区域で、かつ、概ね500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから第 3 種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

整理番号 5 - 8、 申請の貸店舗用地への転用において、申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域にある農地であることから第 3 種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

整理番号 5 - 9、 申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域にある農地であることから第 3 種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

整理番号 5 - 10、 申請の条件付分譲住宅用地への転用において、申請地は第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号 5 - 11、 申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路、幅員 4 m 以上の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから第 3 種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

農業会議事務局

5 - 13 の 農業委員会の案件の説明の前に、事務局より補足をさせていただきます。この案件につきましては、面積が3,000㎡以下ですので、通常は最後の一覧で審議いただく案件となっておりますが、今月 6 日の の総会において、「立地基準、一般基準ともに許可することに支障がある」との判断がなされており、常設審議委員会においても詳細に審議する必要があると考えられるため、3,000㎡を超える案件と同様の形式で上げておりま

		す。
農業委員会		農業委員会より説明いたします。 整理番号 5 - 13、申請の自動車整備工場及び中古車販売場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断しており、一般国道又は県道の沿道で流通業務施設、休憩所、給油所等の施設の場合は許可し得ることとなっております。乗り入れ口については、国道事務所と協議中とのことですが、申請には至っておりません。また、地元の区長より、進入口が狭いため広くしてほしいとの要望がっており、それについても国道事務所と協議中です。
農業会議事務局		最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件については、農地法第5条関係が 1件、 1件の計2件ございます。併せてご審議のほどお願いします。
議 長		農地法第5条関係15件について説明がありました。 ここで、3,000㎡を超える12案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議 長		はじめに、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委 員		建売分譲住宅が19棟で940.12㎡、その他住宅敷地面積が3,584.69㎡となっておりますが、1戸あたりの面積は何㎡になりますか。
農業委員会		1戸あたりの建築面積は、49.48㎡を標準面積とされております。
委 員		敷地面積はどうですか。
農業委員会		敷地面積は、概ね240㎡となっております。
委 員		はい、分かりました。
議 長		他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委 員 一 同		(意見・質問・異議なし)
議 長		ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	これも同じように、1戸あたりの建築面積と敷地面積をお願いします。
農業委員会	建築面積については、1戸あたり54.65㎡になります。1区画の敷地面積につきましては、概ね250㎡から270㎡の間でして、1区画だけ290㎡となっております。
委員	ありがとうございます。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	周囲の状況に、北に田とありますが、地図のどの部分になりますか。
農業委員会	地図では小さすぎて分かりませんが、セブンイレブンの左側にあります。さんの家の南側に、15㎡の農地が残る形になっておりますので、田と記載しております。
委員	そこの排水関係はよいのですか。
農業委員会	転用後は、畑として形状変更をされます。農地の持ち主がさんなので、問題はないかと思えます。
委員	分かりました。形状変更をされるならいいです。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。

議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	建設費が11棟で66,990千円と、1戸あたり600万円ぐらいとあまりに低いのですが、大丈夫ですか。
	農業委員会	住宅は11棟となっておりますが、全て平屋での設計となっております。今言われた1戸あたりの金額ぐらいでの見積が出されております。
	委員	分かりました。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の工場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の盛土仮置き場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)

議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでし ょうか。
委員		申請地を見ますと、川と高速道路に挟まれた土地で、土地 改良区の地域は指定されているでしょうけど、土地改良そのもの はやっていないということだと思のですが、第1種農地ではな いのでしょうか。
委員		ここは第1種農地で間違いありません。土地改良事業をやった 地区と聞いております。しかし、おっしゃるとおり川と高速 道路に挟まれた限られた農地で、他の農地とは区分された格好に なっております。
委員		はい、分かりました。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 の事務所及び重機置場用地への転用について、ご意見・ご質問等 ないでしょうか。
委員		賃貸借でされる訳ですが、固定資産税はどちらの負担となるの ですか。
農業委員会		固定資産税については確認はしておりませんが、おそらく くさんが支払われると思われま。

	委員	建物と土地と2つ払わなければなりません。
	農業委員会	どちらが払われても私たちは構いません。
	委員	いや、撤退された時の問題が出てくるんですね。その時に、その辺りまで決めておかないと困るのではないかなと思ったものでですね。
議	長	今後、その面についてもご留意をお願いします。 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	貸付人が ということで、これは会社が農地を持っているのですか。
	農業委員会	ここは、この前に が転用許可を得て所有権移転をされておりまして、その後もうされないということで、そこを さんが借りたいと相談に来られました。私が相談を受けて、されないのであれば元の所有者に戻すべきじゃないのかと言ったのですが、もう代金も支払っているの、それを返還してもらわなければならないとのことでした。県の方にも何度か相談をしまして、始末書を付けて事業承継という形で出してくださいとの指導を受けまして、このようなことで上げております。
	委員	所有権移転をした段階でまだ転用はされていなかったのですか。
	農業委員会	造成まではされておりました。
	委員	補足をさせていただいてよろしいでしょうか。 この件については、過去にこの場で審議いただいて、許可相当としていた案件でございます。私どもとしては、いったん審議したものを改めてする必要があるのかということで県庁の方とも相談をしたのですが、借受人が変わるとか内容が動くということがあるので改めてかけてくださいという話があったので、今回上げているということでございます。
	委員	通常は事業計画の変更という形で出すのですか。
	委員	そうです。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員一同	(意見・質問・異議なし)

議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 の店舗用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	賃借料が非常に高いですね。土地自体の評価が高いのかもしれませんが、そんなに高いと行政が借受の必要があるときに高くなってしまいますので、相談業務で少し抑えられたらいいなと思います。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして唐津 市農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 の貸店舗用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員	法律では宅地だけの分譲はできないとなっていなかったでしょうか。
農業委員会	宅地分譲については、第3種農地の用途地域については認められております。
委員	はい、分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の条件付分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	条件付分譲住宅は、農振地域ですと来年の9月まで、通常の場合は今年の9月までで終わっていましたよね。
農業委員会	条件付分譲住宅については、農振除外の手続きが平成29年3月受付までで、その分の申請は平成30年の9月末までとなっております。
委員	この案件については、農振は早くに外れていたのですか。
農業委員会	農振除外されたのは今年の9月です。
委員	分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	土地の利用及び施設の概要の中で、道路と通路と分けられていますが、中身はどう使い分けされているのですか。
農業委員会	道路は車が通る共有地で、通路等に示しているのは宅地の周りの部分で、庭も含めた面積になっております。
委員	要するに、分譲住宅の敷地面積部分がここに入っていると考えてよろしいですか。建物の面積の3倍以上の面積となっていますが。
農業委員会	そうです。宅地の建物以外の部分の面積です。
委員	できたら、1戸分の面積を上げてもらった方が一番分かりやすいです。
農業委員会	はい、分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	今言われたように、この審議会ではどこも敷地面積という風に書いてあって、市町の農業委員会では図面等があると思うんですね。ここでは出ないので、こういう書き方だと今のような質問も出るから、そういう図面に変えてもらった方が審議するときも見やすいのではないかなと思います。
委員	私どもには農業委員会から申請書の写しをいただいております。チェックをするときに農業委員会と一緒にこの資料を作っておりますが、今後検討します。
委員	この場に出す時に、この様式ではない方がいいのかなという気がします。
委員	分かりました。
議長	図面等を含め、分かりやすいような表記の仕方を今後事務局で検討してください。

他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の自動車整備工場及び中古車販売場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員 この件について、の協議の内容を報告していただけますか。

農業委員会 はい。1つが、優良農地を将来のステップアップを視野に入れての面積で転用許可してよいものか、2つ目に、現在営業されている場所で自動車分解整備事業承認申請中であり、承認を受ける前から今後の規模拡大についての申請というのは确实性に欠けるのではないか、3点目が、地元区長からは申請地に接している国道の交通量が多いため、進入路を広くして中央に設置してほしいという要望が上がっている、この3点でございます。

委員 私の方からですが、ここは農地としては第1種農地となりまして、整備工場に対して2反3畝というのは大きすぎるということ、それと、ここに記載はありませんが、中古車の販売場が舗装ではなく砂利ということで、そういう状況で許可していいのかというのが大方の意見でして、農業委員会としては反対といたしました。

委員 の農業委員会で反対というものをここで許可してよいのか疑問を感じますが。

委員 今のお尋ねで、農業委員会が許可相当ではないと判断されたものを、この場で、農業会議の常設審議委員会で扱うのはいかがかということでした。農地法の手続きにおきましては、許可相当ではないという意見を付して知事に出すということになっております。その際に農業会議の方にも意見を聴くとなっておりますので、市の農業委員会の意見としては許可すべきではない、それに対して農業会議の常設審議委員会としての意見はどうかということになり、それを含めて知事の判断を仰ぐという手続きのために行うものでございます。許可するか許可しないかの権限者は知事ですので、そこに行くまでの過程として、今日のこの場が必要

- ということでご理解を賜りたいと思います。
- 委員 国道の側の第1種農地の場合には、道路サービス業、ガソリンスタンドとかそういった限定されたものでなければ許可できないという要件があったと思います。この自動車整備、中古車販売という恰好では難しいのではないですか。
- 議長 立地基準、一般基準ともに許可することに支障があるとは判断されているということです。
他にご質問等ないでしょうか。
- 委員 提出する前に、各市町が事前に県に確認されていると思うのですが、確認はされたのですか。
- 農業委員会 県にも申請を受け付ける前に確認を取っておりまして、今回自動車整備工場と中古車販売場ということで、先程おっしゃったとおり第1種農地ですので、自動車整備工場がメインであれば許可してもよいということで回答を得ております。
- 委員 自動車整備工場の面積が150㎡ということで、小さい面積で済む訳ですから、ここでしなくてはならないという理由が成り立たないように思います。今あるところでも十分その面積なら取れるのではないのでしょうか。
- 委員 まだ認証工場になっていないとのことで、新しくできたら今の工場はこっちに移られるのですか。今の工場はどうなるのですか。
- 委員 まだ現在は、整備工場としてはされておりません。実績はないので、この土地を求めて整備工場の認証工場として申請をしたいということです。許可が下りないことには申請ができないとのことです。
- 委員 前の借地のところではできないということですね。
- 委員 スタンドと整備とされているけれども、認証工場ではないです。
- 農業委員会 認証というのが、建物に対して認証を受けるということのようです。今借地でされている分を9月頃に申請をされて、今月末ぐらいに許可が下りるであろうという見通しなんですけど、今申請を上げている分だと、また建物が建ってから申請をするということになり、そこで実績を積んでゆくゆくは指定工場を目指されているということです。
- 委員 この面積を半分ぐらいに抑えて整備工場だけをしますという形にはされないのですか。

農業委員会	この長方形の敷地が、所有者は同じですが縦長の2筆になります。現在耕作もされているので、1筆はそのまま田でという話もしたのですが、所有者の方ともこの2筆で話がついているからということでした。	
委員	地元の区長の入口をどうかという、そのような要望を聞き入れられると許可できるのですか。そこら辺を改善されるとよいのではないですか。	
委員	いや、委員さんの大方の意見が、整備工場に対して2,300㎡という面積は大きすぎるというものでした。それと、中古車販売をするのに砂利敷きということで、本当にされるのだろうかということもありました。	
委員	その辺を、舗装しなさいとか入口を広くしなさいということでもできないのですか。	
委員	20日に要望を出して、それでも6日の総会の時に最終的に出てきた図面は砂利は砂利、入口はそのままというものでしたので、私どもはこういう意見を付けたところです。	
農業委員会	10月30日に、1,000㎡以上の案件について調査委員会を開いたのですが、そこで承認を得られず、砂利が外に出るので危ないかという委員さんからのご指摘もあったので図面を差替えてもらったところでも、入口のところの何㎡かをコンクリートにしただけであとは砂利のままというものでした。	
委員	コストを抑えたいというはあるのですが。ただ、半分にしたとしても細長い農地で、そこを残したとしても結局荒れ地になってしまうのではないかなとも思います。	
委員	道路サービスとしてなら認めるという中で、中古車販売がメインになってくるのではないのでしょうか。それを認めていいのかということもあります。後々他の事業をやるからもう少し広げたいということがあれば、その時相談に乗りましょうということなら分かりますが。	
議	長	今は、農業委員会としては、立地基準、一般基準ともに許可することに支障があるとの判断で提出をされている、それについて皆さん審議いただきたいということです。
委員	いろんな意見を出していただいております、ごもっともなことだと思います。農業委員会が出されたご判断、それに私どもとしては同調できるのではないかというご意見が多かったので	

はないかと思えます。そういうことで、常設審議委員会の意見としては、そのような趣旨でまとめさせていただく方向でいかがかという提案でございます。よろしくお願いいたします。

委員 農業委員会のご判断、それに地元区長さんが反対なさっている、これは大事なところだろうと思えます。

議長 それでは、先ほど申し上げましたように、立地基準、一般基準ともに許可することに支障があると判断をされた、農業委員会の意見に異議なしということによろしいでしょうか。
それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、立地基準、一般基準ともに許可することに支障があると判断するという農業委員会の意見に異議なしとして、農業委員会会長に回答いたします。

議長 最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件については、一括してご意見等をお伺いいたします。
ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思えます。
それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、1,000㎡以上3,000㎡以下の案件についても異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました3,000㎡を超える案件と合わせ、本日意見を求められた農地法第5条関係14件について、各市町農業委員会会長に異議なしとして回答し、農業委員会経由、申請の自動車整備工場及び中古車販売場用地への転用については、立地基準、一般基準ともに許可することに支障があると判断するという農業委員会の意見に異議なしとして、農業委員会会長に回答することといたします。
以上をもって、議事を終了いたします。

議 事 終 了

専務理事 ありがとうございます。
以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

1 5 時 0 5 分